居宅介護支援重要事項説明書

令和　　年　　月　　日　現在

１．当事業所が、提供するサービスについての相談窓口

電話０７３－４２２－６００７（月曜～金曜日午前８時３０分～午後１７時００分

土曜日　　午前８時３０分～午後１５時００分）

２．当事業所の概要

（１）事　業　所　名　　たかまつ居宅介護支援センター

所在地　　〒　　６４１－００５１

和歌山市　西高松１丁目５番３６号

ＴＥＬ　　０７３－４２２－６００７

ＦＡＸ　　０７３－４２４－２０９６

指定番号　和歌山市３０７０１０１１４６号

（２）居宅介護支援事業所の職員体制

介護支援専門員　　名

（３）営業時間

月曜～金曜日　午前８時３０分～午後１７時００分

土曜日　　午前８時３０分～午後１５時００分

（４）定休日

日曜、祝祭日、８月１３日～１５日、１２月３１日、１月１日～３日は休日とします。

３．居宅介護支援事業の主な目的

介護保険法令の趣旨に従って、利用者ができる限り居宅でその有する能力に応じて自立した日常生活をおくれるように居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

４．居宅介護支援事業の主な内容

指定居宅介護支援の内容は次のとおりです。

（１）在宅で生活している要介護者等が日常生活を営むために必要な介護保険サービス、保険医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成します。

（２）利用者およびその家族と連絡を取り、経過の把握に努めます。

（３）居宅サービス計画に基づき、サービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の供与を行います。

（４）利用者の状態について再評価を行います。

（５）利用者が居宅サービスの変更を希望する場合は、利用者が合意した場合に速やかに「居宅サービス計画」を変更し、これに基づく居宅サービスが確保されるようサービス事業者への連絡調整等を行います。

５　守秘義務

（1）　事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

（２）　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

（３）　事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第２３条に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議及び介護サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

（４）第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律１２４号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

６.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています　　責任者

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に終始徹底を図っています

（３）虐待防止のための指針を整備しています。

（４）従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（５）サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

７．　利用料等

（１）居宅介護支援については、利用者の負担は、ありません。

（２）利用者は、事業者のサービス提供実施地域以外の地域に居宅がある場合には、交通費相当額を事業者に支払うものとします。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊，御家族、へ連絡をいたします。

主治医　　主治医氏名
　　連　絡　先

御家族　　住所
　　氏名
　　連絡先

9．事故発生時の対応

当事業所事故発生時対応窓口　　所長。
　　不在の場合その他、全職員

サービスの提供中に事故発生があった場合は、事故発生時の窓口である所長が対応して、不在の場合その他全職員が対応して、御家族、市町村の関連機関へのすみやかな連絡を講じます。

10．サービス内容に関する苦情

（1）当事業所お客様相談・苦情窓口　　所長
　　不在の場合その他、全職員

居宅介護支援に関する御相談・苦情を承ります。

電話　　：０７３－４２２－６００７

（2）その他。

当事業所以外に・市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

和歌山市役所　介護保険課　　電話　　：０７３－４３５－１１９０
（　8：30～17：15　　土、日、祝日、祭日を除く）

和歌山県国民団体連合会　介護サービス苦情相談窓口
電話　　：０７３－４２７－４６６２
（9：00～17：00　　土、日、祝日、祭日を除く）

同　意　書

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書、及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　　医療法人　潤 生 会
代表者　　理事長　　宮 本 克　之　　印
住所　　〒 641－0051
和歌山市西高松１丁目５番３６号
電話　０７３－４２２－６０６５

説明者
氏　名　　印

私は、契約書、及び本書面より事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明をうけ同意しました。

利用者
住　所
氏　名　　印

（代理人）
住　所
氏　名　　印

個人情報同意書

令和　　年　　月　　日

サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いることについて、利用者に説明しました。

事業者　　医療法人　潤生会
代表者　　理事長　　宮　本　克　之　　印
住所　　〒 641－0051
和歌山市西高松１丁目５番３６号
電話　０７３－４２２－６０６５

説明者
氏　名　　印

私は、事業者からサービス担当者会議等において、私等の個人情報を用いることについて同意しました。

利用者
住　所
氏　名　　印

利用者家族代表者
住　所
氏　名　　印